

相模原市地域防災計画の修正について

本市の大規模な火事に係る対応等の見直し、防災に関連する法令の改正、神奈川県地域防災計画の修正及び富士山火山避難基本計画の改定を踏まえ、相模原市地域防災計画(以下「地域防災計画」という。)を次のとおり修正します。

1 主な修正点(()内は、地域防災計画(修正案)における該当箇所のページ数です。)

(1) 本市の大規模な火事に係る対応等の見直しに伴う修正(風-200・201)

災害対策基本法(昭和36年法律第223号)に規定する「大規模な火事」について、これまで主に林野火災を想定した対策であったところ、火事により多数の避難者が発生した場合における対策を追加することとします。

(2) 災害対策基本法施行令(昭和37年政令第288号)の改正による緊急通行車両の確認手続の変更に伴う修正(予-71、地-55・56、風-70・71)

災害対策基本法施行令等の一部を改正する政令(令和5年政令第180号)による災害対策基本法施行令の改正に伴い、災害応急対策を実施するための緊急通行車両に係る標章等の事前交付に関する記載を修正します。

(3) 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実施弁償の基準(平成25年内閣府告示第228号)の改正に伴う修正(地-89・90、風-101・102)

災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準の一部を改正する件(令和5年内閣府告示第91号)による災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準が改正されたことに伴い、住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理について新たに記載します。

(4) 神奈川県地域防災計画の修正に伴う修正(予-86)

神奈川県地域防災計画において、医療的ケアを必要とする方への配慮に関する項目が追加されたことに伴い、災害時要援護者に対する事前対策として人工呼吸器、吸引器等の医療機器の電源の確保等について新たに記載します。

(5) 富士山火山避難基本計画の改定に伴う修正(風-138・144・148
・151・154～161)

富士山火山防災対策協議会が「富士山火山広域避難計画」を「富士山火山避難基本計画」として改定し、移動手段、避難開始時期の考え方など基本となる避難方針等が整理されたことに伴い、本市における火山災害からの避難の考え方に関する記載を修正します。

(6) 本市組織改編に伴う修正その他所要の修正

令和6年4月1日付けの本市の組織改編に伴う修正のほか、防災に関する用語の整理等に係る所要の修正をします。

2 今後のスケジュール

令和6年3月15日から

4月15日まで

5月中旬

パブリックコメント(意見募集)の実施

相模原市防災会議において地域防災計画の修正の議決